

「保存期間の延長」について（現行）

（公安委員会・警察本部長を除く）

○現行規定について

長野県文書規程第61条第1項

次の各号に掲げる完結文書は、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間その保存期間を延長し、前条の規定を適用するものとする。

(1)現に監査、検査等の対象となっている完結文書

当該監査、検査等が終了するまで

(2)現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされる完結文書

当該訴訟が終結するまでの間

(3)現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされる完結文書

裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間

(4)長野県情報公開条例第5条の公開の請求及び長野県個人情報保護条例第10条の開示の請求のあった完結文書

決定の日の翌日から起算して1年間

(5)職務の遂行上保存期間の延長が必要であると所属長が認める完結文書

必要と認める期間

運用通達第61条関係

保存期間の延長の起案を行う場合には、延長を行おうとする完結文書の名称、理由及び延長しようとする保存期間を明らかにするものとする。

○課題について

① (1)～(4)について

・通常の保存期間は年度又は暦年の単位であるのに対して、(1)～(4)は文書ごとに延長する保存期間の起算日・満了日が異なり、年度途中で当該文書の保存期間が満了するため、事務処理が煩雑となっている。

② (5)について

- ・(1)～(4)は、延長の理由・期間を明確に規定する一方、(5)は延長の理由・期間の判断を所属長に委ねている。
- ・延長理由の具体的な基準がない。
- ・延長期間に上限がない。

「保存期間の延長」の見直しについて（案）～統一的な方向性～

（公安委員会・警察本部長を除く）

見直し案

延長理由の類型（(1)～(5)）は現行どおりとし、延長期間については次のとおり改める。

(1) 当該監査、検査等が終了するまで	→	当該監査、検査等が終了した日が属する年度の末日
(2) 当該訴訟が終結するまでの間		当該訴訟が終結した日が属する年度の末日
(3) 裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間	→	当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の属する年度の翌年度の末日
(4) 決定の日の翌日から起算して1年間		決定の日の属する年度の翌年度の末日

(5) 必要と認める期間		所属長が必要と認める期間（ただし、30年を上限とする。なお、文書主管課の同意を得た場合は、30年を超えて定めることができる。）

※管理簿出力項目：延長の理由、延長期間

※システムでの対応：i 公文書ファイルごとに延長理由を選択し、期間を入力
ii (5)において30年を超えて延長期間を定める場合は文書主管課でシステム処理を行う



(1)～(4)について

- ・煩雑な事務処理を回避し、公文書ファイル単位の管理を行うため、(1)～(4)の理由による場合の延長する保存期間の末日を年度単位で統一する。



(5)について

- ・延長が必要となる理由は様々であり、適切に類型化することは困難。
- ・条例の趣旨に鑑み、歴史公文書の移管を進めるため、延長期間の上限を「30年」とする。
- ・「30年」を超えて延長が必要な場合は、文書主管課の同意という手続き上の制限を設ける。

【参考】「保存期間の延長」について～他県等の状況～

	国	熊本県	滋賀県	高知県	三重県	定める期間
1	現に監査、検査等の対象になっているもの	現に監査、検査等の対象になっているもの	現に監査、検査等の対象になっているもの	現に監査、検査等の対象になっているもの	現に監査、検査等の対象となっているもの	終了するまで
2	現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの	現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの	現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの	現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの	現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの	終結するまで
3	現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの	現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの	現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの	現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの	現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの	裁決・決定の日の翌日（滋賀県は翌年度起算）から1年間
4-1	行政機関情報公開法第4条に規定する開示請求があったもの	熊本県情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求があったもの	情報公開条例第5条に規定する公開の請求があったもの	高知県情報公開条例第5条の規定に基づく開示の請求があったもの	三重県情報公開条例第5条に規定する開示請求があったもの	決定の日の翌日（滋賀県は翌年度起算）から1年間
4-2		熊本県個人情報保護条例第14条の規定による開示請求又は第23条の規定による訂正請求があったもの	滋賀県個人情報保護条例第13条第2項に規定する開示請求があったもの	高知県個人情報保護条例第15条各項の規定に基づく個人情報の開示の請求、同条例第25条第2項に規定する訂正請求又は同条例第29条第2項に規定する是正請求があったもの		決定の日の翌日（滋賀県は翌年度起算）から1年間
5	職務の遂行上必要があると認めるときには、その必要な限度において、一定の期間を定めて行政文書ファイル等の保存期間を延長することができる。この場合において（中略）延長する期間及び延長の理由を内閣総理大臣に報告しなければならない。	その職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めて行政文書ファイル等の保存期間を延長することができる。	その職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めてファイル等の保存期間を延長することができる。	その職務の遂行上必要があると認めるときには、その必要な限度において、一定の期間を定めて公文書ファイル等の保存期間を延長することができる。	その職務の遂行上必要があると認めるときは、その必要な限度において、一定の期間を定めて公文書ファイル等の保存期間を延長することができる。この場合において（中略）延長する期間及び延長の理由を総括文書管理者に報告しなければならない。	必要な限度において、一定の期間
	職務遂行上の必要性が乏しいにもかかわらず、当該保存期間を延長した場合の延長後の保存期間が通算で60年を超える場合など、その延長期間・理由に合理性がないと考えられる場合は、改善を求めることができる。	保存期間及び保存期間の満了する日を延長したときは、延長する期間及び延長の理由を、副総括文書管理者に報告しなければならない。	職務遂行上の必要性が乏しいにもかかわらず、当該保存期間を延長した場合の延長後の保存期間が通算で60年を超える場合など、その延長期間・理由に合理性がないと考えられる場合は、延長期間の見直しを行う必要がある。-3-	職務の遂行上必要な限度において、30年以内の期間を定めて、公文書ファイル等の保存期間を延長することができる。ただし、副総括文書管理者の同意を得た場合は、30年を超えて定めることができる。	職務遂行上の必要性が乏しいにもかかわらず、当該保存期間を延長した場合の延長後の保存期間が通算で60年を超える場合など、その延長期間・理由に合理性がないと考えられる場合は、改善を求めることができる	

資料7 保存期間の延長理由

(単位：ファイル)

行政機関名	保存期間を延長した行政文書ファイル等数 (再掲)									
	公文書管理法施行令第9条第1項に基づく延長						公文書管理法施行令第9条第2項に基づく延長			
	第1号に 基づくもの (監査、 検査等)	第2号に 基づくもの (訴訟手 続)	第3号に 基づくもの (不服申 立手続)	第4号に 基づくもの (開示請 求)	延長理由の例					
				国会関係用務 に必要とする ため	法令の制定又 は改廃用務に 必要とするた め	災害等の緊急 事態対応のた め				
内閣官房	507	2	0	2	0	0	505	22	2	0
内閣法制局	25	0	0	0	0	0	25	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	229	0	0	0	0	0	229	0	0	0
復興庁	40	0	0	0	0	0	40	0	0	0
内閣府	8,521	0	0	0	0	0	8,521	0	1	0
宮内庁	1,152	16	15	0	0	1	1,136	12	2	0
公正取引委員会	75	0	0	0	0	0	75	18	31	0
国家公安委員会	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0
警察庁	2,348	0	0	0	0	0	2,348	0	62	1
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融庁	1,968	19	2	2	13	2	1,949	59	19	5
消費者庁	3	0	0	0	0	0	3	0	1	0
総務省	13,698	0	0	0	0	0	13,698	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	163	0	0	0	0	0	163	0	1	0
法務省	112,711	130	0	21	0	109	112,581	8	16	0
公安審査委員会	65	0	0	0	0	0	65	0	0	0
公安調査庁	6,583	10	0	0	0	10	6,573	0	0	0
検察庁	16,193	221	201	9	0	11	15,972	0	6	0
外務省	223	119	0	2	114	3	104	0	0	0
財務省	5,711	110	102	0	0	8	5,601	106	170	9
国税庁	1,278	90	14	21	3	52	1,188	6	28	15
文部科学省	31,186	0	0	0	0	0	31,186	0	0	0
スポーツ庁	1,531	0	0	0	0	0	1,531	0	0	0
文化庁	8,383	0	0	0	0	0	8,383	0	0	0
厚生労働省	5,642	628	581	34	0	13	5,014	1	45	1
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	67	1	1	0	0	0	66	0	3	0
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経済産業省	25,555	73	32	5	0	36	25,482	2	85	11
資源エネルギー庁	1,000	0	0	0	0	0	1,000	0	4	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	418	0	0	0	0	0	418	0	0	0
国土交通省	33,614	491	325	35	22	109	33,123	10	32	381
運輸安全委員会	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	28	0	0	0	0	0	28	0	0	0
海上保安庁	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力規制委員会	1,811	0	0	0	0	0	1,811	0	0	0
防衛省	3,161	113	29	53	0	31	3,048	47	32	235
防衛装備庁	8	0	0	0	0	0	8	0	0	0
会計検査院	2,182	83	80	3	0	0	2,099	6	28	0
計	286,085	2,106	1,382	187	152	385	283,979	297	568	658
(割合)	100.0	0.7	0.5	0.1	0.1	0.1	99.3	0.1	0.2	0.2